

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 31 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 23 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 52 件 |
| 国民年金関係 | 19 件 |
| 厚生年金関係 | 33 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から52年6月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

私は、昭和48年3月に結婚した際、元夫の父がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、それ以来、国民年金保険料は、基本的に私が元夫の分と一緒に納付してきた。

また、昭和49年8月にB市へ、56年頃にC市へ転居し、その後も何度か住所を移転したが、その都度必ず市役所で住所変更手続きを行い、きっちり国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①及び②だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

会社退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続きの時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされている。

そこで、申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月にB市において払い出されていることから、この頃に初めて加入手続きが行われたものと推定され、当時において申立人が会社を退職したとする47年3月20日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、同市の国民年金被保険者名簿及び当時における申立人の特殊台帳により確認できる上、その記録は、申立人が所持する同市発行の年金手帳に記載された資格取得日と一致している。なお、当該資格の取得日は、基礎年金番号制度導入後の平成16年2月になって、申立人の厚生年金保険に関する正確な記録が判明し、同被保険者の資格を喪失した昭

和 48 年 3 月 21 日として記録が訂正されている。

また、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、加入手続が行われた時期の 9 か月後である昭和 54 年 10 月 26 日に、その時点で時効成立直前の 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できることから、この場合、当該納付日において、申立期間①は、制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を申立人の元夫と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、B 市へ転出するまでの A 市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、結婚当時における申立人に係る国民年金の加入手続は、その元夫の父親が行ってくれたとして直接に関与しておらず、申立人の元夫及びその父親も既に亡くなっているため、具体的な加入状況は不明である。

加えて、申立期間①は 4 年間以上の長期間に及び、しかも A 市及び B 市を通じて、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、当該期間は 6 か月間と短期間である上、その前後の期間は国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人は、申立期間①直後の昭和 52 年 7 月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間②以外に国民年金保険料の未納が無く、第 3 号被保険者及び厚生年金保険被保険者との切替手続も適切に行われていたことから、国民年金に加入後における申立人の納付意識の高さがうかがえるとともに、その後の転居に際しては、遅滞なく住所変更手続を行い、保険料を納付していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

私が昭和50年1月に会社を退職後、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたので、私が結婚のため51年3月に会社を退職した時も、申立期間の保険料を納付してくれたと思う。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、結婚前の実家において、申立人が昭和50年1月に会社を退職し、同年2月に再就職するまでの1か月間の国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、当該保険料を納付してくれたとする申立人の父親は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、結婚した昭和51年3月に国民年金に任意加入し、加入当初の申立期間を除き、第3号被保険者となる直前の61年3月まで国民年金保険料を完納している上、申立期間は1か月間と短期間である。

さらに、申立人が所持する昭和51年4月から52年3月までの期間における国庫金領収証書を見ると、同年12月15日付けの領収印が確認できる。この時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効成立前の納付が可能な保険料であることなどを踏まえると、当該納付書が発行される際には、既に納付済みであったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び5年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成5年9月から同年12月まで

私は、国民年金に加入したものの、最初の頃は若くて関心が薄く国民年金保険料を納付していなかった。田舎に帰るたびに、伯母から保険料をちゃんと納付するように言われていたので、途中からは真面目に納付した。最初は集金人が来ていたようにも思うが、はっきりとは覚えていない。集金人に納付していないとすれば、主に金融機関で納付し、途中からは口座振替で保険料を納付したと思う。

しかし、申立期間①及び②が未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を途中からは真面目に納付してきたと主張しているところ、35歳となる昭和61年4月以降60歳に達するまで、申立期間①及び②を除く国民年金被保険者期間292か月間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付済みであり、申立期間①及び②の前後の期間を通じて申立人の仕事及び住所に変化は見られないことから、真面目に納付を始めたとする昭和61年4月以降の申立人の納付意識の高さを踏まえると、それぞれ1か月分、4か月分と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私は結婚後、夫の両親と同居しており、両親から国民年金に入らないといけなかったと言われていたので、昭和42年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと思う。毎月、女性の集金人が来たので、夫及び私の二人分の国民年金保険料を私自身が納めていた。当時の保険料額は月額250円ぐらいだったと思う。

しかし、申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の分は未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月に払い出されていることが確認できることから、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認される。また、申立期間②について、申立人に係る特殊台帳によると、直前の期間である同年4月から同年9月までの期間及び直後の期間については現年度納付により国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、加入手続が行われたものと推認される時点において、遡って現年度納付できる期間の保険料を納付しながら、同様に現年度納付が可能である申立期間②の6か月間の保険料のみを未納のままとしたとするのは不自然である。

一方、申立期間①について、上記のとおり、申立人に係る加入手続が行われたものと推認される時点は申立内容とは一致しない上、この時点では、申立期

間①の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間①のうち、上記以外の期間については過年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金保険料は自宅に来た集金人に毎月納めていたと思うと陳述しており、A市によると、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていることから、過年度納付がなされたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年10月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から同年10月まで
② 昭和49年12月

申立期間当時、学生だった私は実家から離れて暮らしていたが、父親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、父親自身及び私の分を含め、家族全員の国民年金保険料をまとめて3か月ごとに町内会の集金人に納付していたはずである。長年その領収書を年金手帳に貼り付けていたが、度重なる転居のせいか、申立期間の領収書は年金手帳から剥がれ、散逸してしまった。

しかし、今も残っている昭和50年1月以降の領収書を見ると、当時は3か月ごとの納付であったはずなので、そのうちの1か月だけ納付済みになっていたたり、逆に1か月だけ未納になっていたりする記録は非常に不自然である上、きちょうめんな性格の父親が国民年金保険料を未納にすることは考えられない。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の年金記録については、i) 申立期間①及び②の間の昭和49年11月について、オンライン記録では当初未納期間とされていたが、平成23年3月にA市の国民年金被保険者名簿における納付記録により納付済みに記録が訂正され、ii) 申立期間②の直後の昭和50年1月から同年3月までの期間について、オンライン記録及び同市の被保険者名簿のいずれにおいても当初未納期間とされていたが、申立人の所持する領収書により、同じく平成23年3月に納付済みに記録が訂正されるなど、申立期間に連続する期間において、

複数の記録訂正が行われていることから、申立期間の納付記録についても適正に管理されていなかった可能性がうかがえる。

さらに、A市によると、申立人の国民年金手帳の発行日が昭和50年4月であること、及び同市発行の同年1月から同年3月までの期間の現年度領収書を申立人が所持していることから、加入手続時点で申立期間を含む49年8月から50年3月までの期間について現年度納付書が発行されていたと考えられ、この場合、通常1か月単位の納付書は発行しないので、記録上、49年11月の1か月のみが納付済みとなっていること及び同年12月の1か月のみが未納となっていることは不自然であるとしている上、納付済みである50年1月から同年3月までの期間と同時に現年度納付書が発行されたと考えられる申立期間①及び②についても国民年金保険料が納付されたとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 5997

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から同年3月まで
国民年金に加入した昭和54年4月以降の国民年金保険料は、A市役所の女性職員に自宅に来てもらい、納付書に現金を添えて納付しており、結婚後は、私たち夫婦及び私の妹の3人分の保険料を妻がまとめて納付してくれていたと思う。

「ねんきん特別便」を見ると、納付していたはずである3か月間が未納となっていたので、非常に驚いている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和48年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、55年2月に申立人の妹と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和54年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成3年度及び17年度以降の保険料については前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和61年11月6日に未納期間の国民年金保険料について過年度納付書が作成されたことが確認でき、納付意識の高い申立人が納付書の発行を受けながら、未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間は3か月間と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間当時の家業も順調で、生活状況等に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金に加入した昭和 55 年 4 月以降の国民年金保険料は、A 市役所の女性職員に自宅に来てもらい、私が、納付書に現金を添えて、私たち夫婦及び夫の妹の 3 人分の保険料をまとめて納付していたと思う。

「ねんきん特別便」を見ると、納付していたはずである 3 か月間が未納となっていたので、非常に驚いている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市において、昭和 55 年 4 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年 8 月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和 55 年 4 月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成 3 年度及び 17 年度以降の保険料については前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和 61 年 11 月 6 日に未納期間の国民年金保険料について過年度納付書が作成されたことが確認でき、納付意識の高い申立人が納付書の発行を受けながら、未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間は 3 か月間と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間当時の家業も順調で、生活状況等に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
国民年金に加入した昭和54年4月以降の国民年金保険料は、A市役所の女性職員に自宅に来てもらい、納付書に現金を添えて納付しており、兄が結婚した後は、私及び私の兄夫婦の3人分の保険料を義姉がまとめて納付していたと思う。

「ねんきん特別便」を見ると、納付していたはずである3か月間が未納となっていたので、非常に驚いている。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和48年*月*日を国民年金被保険者資格の取得日として、55年2月に申立人の兄と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和54年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成3年度及び17年度以降の保険料については前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和61年11月6日に未納期間の国民年金保険料について過年度納付書が作成されたことが確認でき、納付意識の高い申立人が納付書の発行を受けながら、未納のまま放置したとは考え難い。

加えて、申立期間は3か月間と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間当時、申立人の兄夫婦と営んでいた家業も順調で、生活状況等に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年5か月後の昭和45年8月31日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求となっている期間に係る事業所は、申立人が支給決定日の半年前まで12か月間にわたり勤務していた事業所であり、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年3月*日に婚姻し改姓している上、申立期間の次に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は新姓で記載されていることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請

求したとは考え難い。

加えて、脱退手当金の支給額は、法定支給額と 507 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社から子会社であるC社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞記（辞令）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社B営業所に継続して勤務し（昭和36年7月1日にA社B営業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和36年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 12310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月20日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月20日から同年5月1日まで
② 平成18年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、A社B営業所（現在は、A社C営業所）から同社D営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していた。申立期間②については、E社に平成18年3月末まで勤務したのに、同年3月の加入記録が無い。

保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人提出の給与明細書及びA社提出の申立人に係る失業保険被保険者転入届受理通知書から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和44年4月20日にA社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、A社D営業所における資格取得の届出に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和44年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、E社F営業所の退職月である平成18年3月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も同社F営業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社F営業所提出の労働者名簿には「平成18年3月29日退職」と記載されており、オンライン記録と符合している上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄には同年3月30日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、E社F営業所の事務担当者は、「申立期間当時、保険料は翌月控除で処理していた。」と陳述していることから、申立人提出の平成18年3月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は同年2月の厚生年金保険料であると認められる上、同社F営業所提出の賃金台帳を見ると、同年4月分の欄は空欄であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年11月30日まで
② 平成5年11月30日から6年4月20日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。また、申立期間②については、同社の関連会社であるC社に平成6年4月20日まで勤務したのに、加入記録が無い。

申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）の後の平成5年12月13日付けで、3年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

しかし、当該遡及訂正は、2回の定時決定（平成4年10月及び5年10月）を超えて行われており、不自然な処理となっている。

また、オンライン記録を見ると、A社では、申立人と同じ日付けで、4人の取締役についても、申立人と同様の標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立期間当時、会社の経営状況が悪く閉鎖した。」旨陳述しているところ、前述の取締役のうちの一人は、「申立期間当時、A社では社会保険料を滞納していたようだった。」と陳述している。

加えて、商業登記の記録により、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に同社の取締役であったことが認められるが、申

立人は、「当時は取締役であったが、A社が経営するB事業所に住み込みで勤務しており、D業務を担当していた。」としているところ、元事業主及び前述の取締役も、「申立人は、主にD業務を担当しており、社会保険事務等に関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年12月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、3年10月1日に遡って標準報酬月額の特減処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該特減処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成3年10月から5年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、申立人提出の銀行預金通帳の記録並びに元事業主及び前述の取締役の陳述から、申立人が、C社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成6年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社及び元事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、担当者の連絡先も不明である。」としており、C社等から、同社における申立人の厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失している元同僚10人のうち2人は、申立期間の全部又は一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、全国健康保険協会E支部における申立人に係る健康保険被保険者の加入記録を見ると、申立人は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成5年11月30日）に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、当該保険料を毎月納期限内に納付していることが確認できるところ、申立人自身も、時期は相違するものの、健康保険は任意継続したと思うと陳述している。また、オンライン記録において、前述の元同僚10人全員が、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後に健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から5年11月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から5年11月30日まで
② 平成5年11月30日から6年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。また、申立期間②については、同社の関連会社であるC社に平成6年3月まで勤務したのに、加入記録が無い。

申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年11月30日）の後の平成5年12月13日付けで、3年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

しかし、当該遡及訂正は、2回の定時決定（平成4年10月及び5年10月）を超えて行われており、不自然な処理となっている。

また、オンライン記録を見ると、A社では、申立人と同じ日付けで、4人の取締役についても、申立人と同様の標準報酬月額の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社では社会保険料を滞納していたようだった。」と陳述しているところ、A社の元事業主も、「申立期間当時、会社の経営状況が悪く閉鎖した。」旨陳述している。

加えて、商業登記の記録により、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に同社の取締役であったことが認められるが、申

立人は、「A社では取締役であり、E業務を担当していたが申立期間当時は、同社が経営するB事業所にF職として住み込みで勤務しており、G業務を担当していた。」としているところ、元事業主も、「申立期間当時、申立人はG業務担当で勤務しており、遡及訂正処理等の業務には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年12月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について、3年10月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成3年10月から5年10月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人提出の銀行預金通帳の記録並びに元事業主及び元同僚の陳述から判断して、申立人が、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成6年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社及び元事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、担当者の連絡先も不明である。」としており、C社等から、同社における申立人の厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失している元同僚10人のうち2人は、申立期間の全部又は一部について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、全国健康保険協会D支部における申立人に係る健康保険被保険者の加入記録を見ると、申立人は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成5年11月30日）に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、当該保険料を毎月納期限内に納付していることが確認できる。また、オンライン記録において、前述の元同僚10人全員が、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後に健康保険任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から62年10月まで
② 平成5年3月から13年7月まで

ねんきん定期便により、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、B社提出の給与支払報告書、給与所得の源泉徴収票及び給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿から算定できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年10月を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和60年2月から同年12月までの期間については、申立人は給与明細書等を保管しておらずB社提出の同年給与支払報告書の社会保険料等の金額欄に記載が無いことから、申立人の厚生年金保険料控除額等を確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和61年1月から62年10月までの期間、平成5年3月から12年9月までの期間及び同年11月から13年7月までの期間については、B社提出の給与支払報告書等で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は同月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は22年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年6月から21年3月までは60円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から22年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和15年3月22日から22年10月1日まで継続して勤務していたので、申立期間も、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の職歴証明書により、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録を見ると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和20年6月1日であり、資格喪失日の記載は無い。）が確認できる。

また、前述の被保険者名簿における当該未統合記録の備考欄に「郵」の記載が確認できるところ、B社は、「昭和19年6月当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、同社各営業所等を管轄する社会保険事務所（当時）に適用除外申請を行った。」としている。

さらに、社会保険庁（当時）の資料によれば、団体郵便年金に加入してい

る場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」、及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等に団体郵便年金加入の表示が有る場合は、昭和22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被保険者期間として認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C営業所における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は22年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、昭和20年6月から21年3月までは60円、同年4月から22年5月までは180円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、昭和35年12月1日及び41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、35年11月は1万円、41年5月及び同年6月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和35年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和41年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和41年5月21日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社から関連会社であったB社に異動した時期及びA社本社から同社C営業所に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和35年12月1日にA社からB社に異動、41年7月1日にA社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月及び41年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、35年11月は1万円、41年5月及び同年6月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和35年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年6月から10年4月までは22万円、同年5月から同年12月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から11年1月1日まで

私は、平成9年5月から14年8月まで、A社において勤務していた。

申立期間における標準報酬月額記録を確認したところ、給与明細書で確認できる給与支給額より低い金額となっている。

給与明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年6月から10年4月までは22万円、同年5月から同年12月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、申立人提出の給与明細書において確認できる

厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が28万円と記録されており、実際に受け取っていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

会社及び厚生年金基金からは、申立期間の標準報酬月額が38万円であるとの回答を得ているので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は28万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与明細書を見ると、申立人が、申立期間において、標準報酬月額38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間の標準報酬月額は、申立人の主張するとおり、38万円として社会保険事務所に届け出た。」としているところ、同社提出の厚生年金基金加入員標準給与決定通知書及びB厚生年金基金提出の加入員異動履歴を見ると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は38万円と記録されている上、同社及び同厚生年金基金は、申立期間当時の届出書について、「複写式であった。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円として社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、同社からB社に出向していた申立期間の標準報酬月額が19万円と記録されており、実際に受け取っていた給与額よりも低額になっていることが分かった。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給与所得の源泉徴収票及び「市・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」において確認できる給与収入額及び保険料控除額から判断して、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月31日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C営業所で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間に年金加入の中止及び脱退を申し出たことはなく、記録が中断している理由が分からない。A社で継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の陳述及び申立人の在籍期間に係る証明書（昭和35年10月13日付けで、D組織により発行）から判断して、申立人が申立期間もA社C営業所（厚生年金保険の適用はA社B営業所及び同社G支店）で勤務していたことが推認できる。

また、A社B営業所及び同社G支店でE業務を担当していたとする元社員は、自身について、「昭和21年5月にA社G支店が設立された際、同社B営業所から同社G支店に転籍した。しかし、転籍後も勤務場所は同一であった。」としており、同人及び前述の同僚は、「給与はA社B営業所から支給され、保険料を控除されていた。」と陳述しているところ、当該元社員提出の資料から、同社G支店は、同社B営業所の下部組織（F県を管轄）として位置付けられていたことが確認できる。

さらに、申立人と同様にA社B営業所において昭和21年5月31日に被保険者資格を喪失している者4人は、いずれも同年6月1日付けで同社の他の事業所で資格を取得していることが確認できるところ、当該4人は、いずれも、退職することなく継続して勤務していたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間も厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の申立期間における在籍先は、前述のE業務元担当者の陳述から、A社G支店であったと推認されるが、社会保険事務所(当時)の記録によれば、同社G支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年7月1日であり申立期間は適用事業所ではなかったこと、及び前述のE業務元担当者が同社G支店に転籍後も給与は同社B営業所から支給されていたと陳述していることから、申立人は、申立期間に、同社B営業所において厚生年金保険被保険者であったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和21年4月の社会保険事務所の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月9日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与支払の事実が確認できるA社における「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」及び事業主の陳述から判断して、申立人は、申立期間に支給された賞与から、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めている上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与支払の事実が確認できるA社における「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」及び事業主の陳述から判断して、申立人は、申立期間に支給された賞与から、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めている上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与支払の事実が確認できるA社における「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」及び事業主の陳述から判断して、申立人は、申立期間に支給された賞与から、28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めている上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、4年3月から5年9月までは41万円、同年12月は20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年1月31日までの期間(平成5年12月1日から6年1月31日までの期間は、上記訂正後の期間)について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年1月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも大幅に低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額は8万円と記録されているが、私が保管している平成5年分給与所得の源泉徴収票から、当時の給与額は40万円ぐらいであったことが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人の主張する41万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、8万円に引き下げられている。

また、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年1月31日までの期間に

係る標準報酬月額についても、当初、20万円と記録されていたところ、申立人の被保険者資格の喪失日（平成6年1月31日）より後の同年4月6日付けで、8万円に引き下げられている。

しかし、申立人提出の平成5年分給与所得の源泉徴収票から、申立人の当時の給与額及び保険料控除額は、いずれも標準報酬月額41万円に相当する額であることが確認できる。

また、申立人のほかにも、A社における複数の被保険者（事業主を含む。）が、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げられている。

さらに、当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたかどうかについては、同社の所在地を管轄する年金事務所に関連資料が残っておらず、事業主等からも回答を得られないため明らかではないが、前述のとおり、2回にわたって複数の従業員の標準報酬月額の遡及訂正が行われていることを踏まえると、申立期間当時、同社が保険料を滞納していた可能性は否定できない。

加えて、商業登記の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認でき、申立人が当該遡及訂正に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日及び6年4月6日付けで行われた2回の遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年3月1日及び5年12月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、申立期間のうち、4年3月から5年9月までは41万円、同年12月は20万円に訂正することが必要である。

なお、1回目の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年1月31日までの期間については、前述の源泉徴収票から、申立人が、当該期間にその主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年3月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から15年7月31日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、それ以前の期間に比して低く記録されていることが分かった。同社からは給与明細書を手交されておらず、また、私はB業務で報酬月額の変動もあったことから、当時の標準的な報酬月額は分からないが、少なくとも9万8,000円というような低い額にまで下がったことはなかった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する15万円と記録されていたところ、平成13年4月6日付けで、11年3月1日に遡って、同年3月から13年9月までは9万8,000円に引き下げられ、当該標準報酬月額が申立人の被保険者資格の喪失日（平成15年7月31日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理が行われた平成13年4月6日時点において、A社の厚生年金保険被保険者は申立人を除き事業主及び監査役の二人であるところ、監査役については、遡及減額訂正はされていないものの、事業主については申立人と同日付けで、11年3月1日の随時改定、同年10月1日の定時決定及び12年10月1日の定時決定に遡って標準報酬月額が引き下げられている。

さらに、不納欠損決議書等により、申立期間当時、A社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、事業主の陳述は得られないものの、申立人は、「A社ではB業務に従事していて、社会保険事務には一切関与していない。」と陳述しているところ、当該不納欠損決議書を見ると、事跡欄に申立人の氏名は見当たらないなど、申立人が社会保険事務に関与した状況はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成13年4月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人の標準報酬月額を11年3月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年3月1日から13年10月1日に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年7月31日までの期間について、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、事業主は、「倒産のため、書類関係は一切無いので何も分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額と大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年10月1日の定時決定（処理日は平成10年8月31日）により38万円と記録されていたところ、11年3月11日付けで、10年4月1日に遡って24万円に減額訂正されており、同時に同年10月の定時決定が取り消され、11年8月1日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の遡及減額訂正が行われた時点で被保険者記録の有る従業員50人のうち、申立人を除く19人の標準報酬月額について、申立人と同日の平成11年3月11日付けで、10年4月1日に遡って減額訂正されており、同時に同年10月1日の定時決定が取り消され、11年8月1日まで継続していることが確認できる。

さらに、平成9年度から13年度までの滞納処分票によると、A社は、平成9年12月以降の保険料を滞納している上、事跡欄には、遡及減額訂正について、社会保険事務所の関与がうかがえる記載が有るとともに、同社の担当者と社会保険事務所が繰り返し協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立人提出の給与支給明細書によると、平成10年4月から11年

7月までの期間については、オンライン記録の24万円よりも多い38万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、A社に係る商業登記の記録から、申立人は同社の役員ではなく、かかる遡及減額訂正について知り得る立場にはなかったことが確認できる上、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について、会社から説明を受けたことはなく、厚生年金保険料の還付も受けていないと陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について10年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年5月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が低く届け出られている。預金取引明細表を見ても、標準報酬月額を上回る額が振り込まれているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成10年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、同年8月19日付けで、同年5月1日に遡って、30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社における被保険者のうち、事業主についても、申立人と同様に、平成10年8月19日付けで、同年5月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、A社は、申立期間前の平成9年6月から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、平成9年2月18日から12年9月30日までの期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、上記滞納処分票の事跡の記録には、申立人の氏名は見当たらない上、また、同社で被保険者記録の有る6人に事情照会し4人から回答を得られたところ、うち2人は、「申立人は取締役であったが、社会保険事務については、事業主が行っており、申立人は社会保険事務に関与していなかったと思う。」旨陳述している。

なお、A社の事業主は、厚生年金保険料の滞納があった事実については認めているものの、「社会保険事務は、当社が適用事業所となってから1年ないし2年間は、社会保険労務士に委託していたと思う。しかし、当該社会保険労務士は、既に亡くなっており、当時の手続については分からない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年8月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、50万円に訂正することが必要である。

2 次に、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年10月1日までの期間について、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、申立人の標準報酬月額は30万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人提出の預金取引明細表を見ると、当該期間のうち、平成10年10月1日から12年8月1日までの期間については、申立人主張のとおり、オンライン記録を上回る額（40万円又は35万円）がA社から毎月振り込まれていることが確認できるものの、申立人は給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立期間における申立人の保険料控除額が申立期間前と同額であったか否かについては、当該振込額だけでは判断できない。

さらに、上記預金取引明細表を見ると、申立期間前の平成10年1月の振込額は40万8,205円であるのに対し、同年2月以降の振込額に1万円未満の端数金額は無く、一律の額が振り込まれているところ、A社の事業主は、「申立人の給与は、手取りとして最低限の保証額を支払っていたと思う。しかし、当時の賃金台帳等の資料も無く、申立人の報酬月額及び保険料控除については分からない。」旨陳述している。

加えて、上記回答を得られた4人は、いずれも給与明細書を保有しておらず、「当時の標準報酬月額の取扱いについては、分からない。」旨陳述しており、これらの者から、申立人の申立期間における保険料控除の状況について具体的な陳述を得ることができない。

一方、申立人は、「顧問先である会計事務所に当時の書類が残っているかもしれない。」とも陳述していることから、当該会計事務所について調査したところ、申立人が主張する所在地に当該会計事務所は見当たらず、A社の事業主は、「現在は取引も無く、当該会計事務所の連絡先も分からない。」と

しており、当該会計事務所に事情照会することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年5月28日まで
② 昭和26年9月30日から同年10月1日まで
③ 昭和27年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和22年4月1日にA社に入社すると同時に厚生年金保険に加入し（申立期間①）、その後、27年5月まで同事業所及び同事業所のE部門として設立されたB社に継続して勤務した（申立期間②）。また、同社を退職した直後に期間を空けずにC社（現在は、D社）に入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入した（申立期間③）ので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる申立人が記憶する同僚並びに同事業所及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにも氏名が確認できるB社の元役員の陳述等から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及びB社に継続して勤務し（昭和26年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26

年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和26年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社は、平成14年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨陳述している。

また、前述の元役員及び同僚は、「申立人の入社時期までは分からない。」旨回答している上、当該同僚以外の申立人が記憶する同僚二人は、所在不明であるため、A社に係る前述の被保険者名簿から、昭和22年2月から23年6月までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる134人のうち、所在が判明した7人（前述の元役員を除く。）に文書照会したものの、回答が得られた3人は、「申立人のことを知らない。」旨回答していることから、同僚等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

申立期間③について、D社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が残存しないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人は、所在不明であるため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和26年5月から28年3月までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる159人のうち、所在が判明した13人に文書照会したものの、回答が得られた9人は、「申立人のことを知らない。」旨回答しているため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等について確認できない。

さらに、前述の9人のうち、4人は、「C社では、入社後に試用期間があった。」旨回答している上、当該4人のうちの1人を含む自身の入社時期を記憶する2人の被保険者資格の取得日は、オンライン記録から、入社時期から約3か月後であることが確認でき、そのうち1人は、「入社から約3か月後に健康保険被保険者証をもらった。」旨回答していることから、申立期間当時のC社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 12 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

A社が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出していなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書(控)及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 12 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

A社が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出していなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書(控)及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月12日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。

A社が社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出していなかったことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の賞与支払明細書(控)から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 6000

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年7月まで

私は、平成3年2月に結婚後、何度かA市役所又はB社会保険事務所(当時)に出向いていたが、その中で、妻の国民年金保険料のみが未納であると言われたので、妻にそのことを伝え、妻が慌てて自身の保険料を納付書で納付したことを覚えている。

申立期間について、役所から妻のみが未納であると言われるということは、私の国民年金保険料は、その時点で既に納付済みであったからであり、仮に未納であれば、妻の納付書を発行する際に、私の納付書も一緒に発行してくれているはずである。

申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、平成元年4月以降における厚生年金保険被保険者の期間を有するのみであり、国民年金被保険者の記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。この場合、申立期間の保険料について、申立人の納付書が発行されることは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が会社を退職した平成3年4月以降に、申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、基礎年金番号に設定された厚生年金保険被保険者記号番号以外に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市における申立人の国民年金被保険者名簿の存在も確認できない。

さらに、申立人の妻は、妻自身は申立人の国民年金保険料の納付に関与していないので、納付するとすれば、申立人又は当時一緒に同居していた申立人の両親かもしれないが、両親は高齢のため、よく覚えていないと陳述しており、具体的な納付状況は不明である上、申立人又はその両親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の妻については、申立人が会社に再就職した平成3年8月の5か月後である4年1月10日に、新たに払い出された国民年金手帳記号番号に基づき、A市の国民年金被保険者名簿が作成されており、申立期間における申立人の妻の第1号被保険者の資格及びその前後の第3号被保険者の資格がまとめて印字されていることが確認できることなどから、この頃に、申立人の妻の第3号被保険者該当届が提出され、これにより国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、この時点で未納期間となった申立期間に相当する期間の国民年金保険料を同年1月から同年4月までの期間内に毎月納付していることが、具体的な納付日を含めてオンライン記録により確認できる上、これらの納付日は、申立人の妻の領収証書に押印された領収日とも一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 46 年 4 月まで

昭和 39 年頃だったと思うが、私は、当時、町会で募集していた国民年金に加入し、国民年金保険料については、加入当初から 1 年半ぐらいは、近所に住む B 職の方が自宅に集金に来ていたが、その後、銀行で納付してもよいと言われてからは、銀行で納付してきた。

昭和 46 年に夫が会社を退職したため、夫婦で国民年金に加入したが、その時は、私のこれまでの納付記録が統合されているものと思っていたのに、申立期間が任意加入しなかった期間とされている。

よく調査の上、申立期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されている上、前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人の夫が会社を退職した昭和 46 年 5 月頃に夫と一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、ともに申立人の夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年 5 月 1 日に初めて国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが、それぞれの特異台帳及びオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した当初に集金に来ていたとする人物に、当時の事情を聴取したところ、国民年金制度の発足当初には、近所の人に国民年金の加入を勧めたことがあり、昭和 38 年頃から約 10 年間は、市から委託され町会内において国民年金保険料の集金を行っていたが、個々人に関することはよく覚えていないとし、同人から申立内容を裏付ける具体的な陳述を得ることができないほか、申立人が居住する A 市の国民年金保険料の徴収方法は 49 年 4 月から納付書方式を採用していることから、申立期間を含めると、申立人は、10 年間以上にわたり集金人に保険料を納付することとなり、加入当初から 1 年半ぐらいは、集金人に保険料を納付していたとの申立内容とも符合しない。

加えて、申立期間は 7 年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、いとこの勧めで国民年金に加入し、A市役所で国民年金保険料を納付していた。

その後会社に就職したが、当時いつから厚生年金保険に加入しているのか知らなかったし、厚生年金保険に加入していると国民年金保険料を納付しなくてもよいことも知らなかったので、会社に就職した後も保険料を納付するため、A市役所に出向くと、窓口の職員から「あなたは勤めているから支払わなくてもよい。」と言われたので納付をやめた。

会社を退職後、A市役所に出向き、会社を退職した旨を伝え、国民年金保険料の納付を再開した。再開後は同市役所B出張所でも納付できることを教えられたので、毎月同出張所で納付していた。さらに同市役所C出張所ができてからは同出張所に納付場所を変更したことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料月額は 2,700 円又は 2,800 円ぐらいだったが、後に 3,000 円以上に上がったことを記憶しており、領収書も 30 枚ないし 40 枚ぐらいあったが捨ててしまった。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後における申立期間の国民年金保険料については、毎月、A市役所B出張所及び同市役所C出張所で納付していたと主張しているが、同市においては、出張所等では国民年金保険料の収納業務を行っておらず、当該施設内に市の公金取扱指定金融機関も存在しない上、同市役所C出張所が開設されたのは平成2年6月であることから、申立人の主張は当時の実態と符合しない。

また、申立期間当時、A市では3か月単位の納付書により国民年金保険料を収納していたとしていることから、毎月保険料を納付し、申立期間の領収証書を30枚ないし40枚程度所持していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立期間は約3年間に及び、この間、申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の特殊台帳を見ると、昭和53年度及び54年度の国民年金保険料について、社会保険事務所(当時)が納付催告を行った記録が確認でき、現年度保険料が未納であったことがうかがえる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月までの期間、58 年 1 月から同年 10 月までの期間及び 59 年 8 月から 60 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 10 月まで
③ 昭和 59 年 8 月から 60 年 4 月まで

私は、昭和 51 年 12 月頃に会社を退職した時、A 市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。保険料を納付しないと督促状が来ると思い、再就職した翌月の 52 年 10 月頃に、同市役所内にある銀行窓口で、申立期間①の保険料として 4 万円程度を一括して納付した。

その後、何度か転職を繰り返したが、申立期間②については昭和 58 年 12 月頃に、申立期間③については 60 年 6 月頃に、それぞれ 5 万円ないし 6 万円程度の国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間①、②及び③に納付記録が無いので、調査の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、昭和 31 年 5 月以降における厚生年金保険被保険者の期間を有するのみであり、国民年金被保険者の記録は見当たらない上、申立期間①、②及び③を通じて、申立人の妻は厚生年金保険被保険者であることから、申立人の当該期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。この場合、申立人に市役所から国民年金保険料の納付書が送付されることは考え難い。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、当該期間において、それぞれ国民年金の任意加入

手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険被保険者記号番号の記載は確認できるが、国民年金手帳記号番号の欄は空欄となっている。

さらに、申立人に会社退職後における国民年金の加入手続及び再就職後における資格喪失の手続について改めて事情を聴取したところ、申立人は、「市役所から納付書が送付されてきたので納付しただけである。」とするのみであり、申立人から加入手続等に関する具体的な陳述が得られない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6004

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月から同年 10 月まで

私は、結婚後、時期は定かではないが、夫からそれまで未納であった申立期間の国民年金保険料を納付するように言われ、A 地域にある金融機関で一括して納付した。

また、夫の預金口座の取引明細表に平成 17 年 1 月 27 日に 25 万円を出金した記録が残っており、この金額のうち約 10 万円を申立期間の国民年金保険料に充てたと思う。

申立期間が未納とされていることはおかしいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料として約 10 万円を金融機関で一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付するに至る経緯等について事情を聴取したところ、申立人は、当該納付書の入手方法等の陳述に変遷がみられ、具体的な納付時期及び納付書に関する記憶も定かではない上、申立人から提出のあった申立人の夫に係る預金口座の取引明細表からは、平成 17 年 1 月 27 日に 25 万円を出金した記録は確認できるが、これを原資として申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人のオンライン記録によると、国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得した直後の平成 17 年 4 月 11 日に、社会保険事務所(当時)が納付書を作成したことが確認できることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効成立前の過年度保険料であり、当該納付書を使用して納付することが可能であるが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関に納付記録を照会したところ、納付書作成日である同年 4 月 11 日から

申立期間の保険料の納付期限を過ぎた同年5月10日までの1か月間において、国民年金保険料に限らず、申立人が当該金融機関で国庫金を納付した記録は確認できないとの回答を得ている。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、別の基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めて氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の夫に係る預金口座の取引明細表以外に申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6005 (事案 1210 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 9 月頃、妻と同居するようになり、同年 10 月から毎月又は 3 か月に 1 度、妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

しかし、私の納付記録は、昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月までの 18 か月の国民年金保険料が未納とされており、妻の納付記録は、私が未納とされた当該期間のうちの 43 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月の保険料が納付済みとされていた。

このように、夫婦の年金記録が相違しているので、私は昭和 42 年 10 月から 44 年 3 月までの期間について、妻は 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 44 年 12 月までの期間について、夫婦で年金記録確認第三者委員会に年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 12 月 19 日付けで、妻は、昭和 43 年 10 月から 44 年 12 月までの年金記録を納付済みに訂正する旨の通知を受け取ったが、私は、同日付けで年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

私の年金記録が訂正されなかったことは納得できないので、妻が納付済みと記録されている昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間を、改めて申立期間として、私の年金記録の訂正を求める申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が、昭和 44 年 9 月 17 日であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同年 10 月 1 日に発行されたものであることが確認できることから、手帳発行時点において、

申立期間の国民年金保険料は集金人への納付ができない過年度保険料となる上、申立人は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶はないと陳述している。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性につき調査したが、申立人の記録は見当たらず、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の妻の昭和43年10月から44年12月までの期間の国民年金保険料が、平成20年12月16日付けで総務大臣のあっせんにより納付済みに訂正されたことから、申立期間の昭和43年4月から44年3月までの期間は、申立人の妻が集金人に夫婦の保険料を納付しており、妻は納付済みの記録であるとして、申立期間の再申立てを行っている。

しかし、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和43年12月11日であり、申立人の妻の所持する国民年金手帳の発行時期は同年12月1日であることが確認できることから、手帳発行時点において、申立人の妻の同年4月から44年12月までの国民年金保険料は、集金人に納付が可能な現年度保険料であるのに対して、申立人の手帳記号番号の払出時期は前述のとおり同年9月17日であり、国民年金手帳の発行時期が同年10月1日であることから、国民年金の加入手続に関する状況が夫婦で異なっている。

また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を担当したとする申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関する状況を覚えていないと陳述している。

以上のことから、今回の申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私は、平成元年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行っていた。

平成3年6月から厚生年金保険に加入したが、父は私が厚生年金保険に加入したことを知らず、申立期間の国民年金保険料を重複納付してしまった。

重複納付をした場合、国民年金保険料が還付されるはずであるが、私も父も還付を受けた記憶がない。

年金事務所で相談したところ、当初、重複納付していると回答しておきながら、その後、そのような記録はないと言われ、還付先の銀行口座のことも当初は分からないと回答しておきながら、後になって分かったと言ってきたこともあり、年金記録について不信感を持っている。

申立期間の国民年金保険料が還付されていたかどうか、第三者委員会で、念のため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のオンライン記録の統合年金記録及び国民年金保険料の前納記録を見ると、申立人が国民年金と厚生年金保険の保険料を重複納付していることが確認でき、当該重複納付された申立期間の国民年金保険料は、制度上、還付されることとなる。

そこで、申立人のオンライン記録の過誤納記録を見ると、前納された平成3年度の国民年金保険料のうち、申立期間である平成3年6月から4年3月までの保険料8万8,220円が、厚生年金保険等加入による還付理由で同年2

月7日に還付決議され、申立人名義の銀行口座に振り込まれる還付金の送金通知書が、同年2月18日に作成されていることが確認でき、その内容に不自然な点は見られない。

また、当該過誤納記録に申立人名義の金融機関口座が記録されていることについて、A年金事務所では、「還付請求時に、請求者が受取方法として口座振込を希望し、口座番号を記載して請求したためである。」と回答しており、B市の収滞納一覧表を見ても、申立期間の国民年金保険料は、口座振替による納付ではなく、納付書により納付されていることが確認できることから、申立人側が、還付請求時に、受取方法として口座振込を希望し、還付先として希望する金融機関の口座番号を自ら申告しない限り、社会保険事務所（当時）が、申立人名義の金融機関の口座番号を知り得ることはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを担っていたとする申立人の父親は、申立人の申立期間の保険料納付及びその還付にまつわる記憶はないと陳述していることから、当時の事情を確認することはできず、ほかに還付に係る事務処理が適正になされなかつたこと、及び還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年から平成 8 年までの国民年金保険料については、妻と共に免除の申請を行っていた。申立期間の申請手続は、私が夫婦の免除申請書を A 市役所へ提出した。

また、申立期間の頃は、以前に免除となっていた期間の国民年金保険料を追納していた頃なので、免除手続を忘れることはない。

申立期間の国民年金保険料が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻と共に A 市役所で免除手続を行ったと申し立てている。

しかし、申立人夫婦に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間については、夫婦共に未納の記録となっている。

また、申立人と一緒に免除申請の手続を行っていたとするその妻のオンライン記録を見ると、平成元年 12 月 7 日に申立期間の未納保険料に対する過年度納付書が作成されていることが確認でき、仮に、申立てのとおり申立期間の国民年金保険料が免除されていたとすれば、申立人の妻の住所地を管轄していた同じ社会保険事務所（当時）が当該期間の過年度保険料の納付催告を行うことはなく、申立内容に不自然な点は否めない。

さらに、昭和 60 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間の申立人夫婦に係る免除承認期間、承認日等のオンライン記録を見ると、申立期間を含む昭和 62 年度を除き、毎年 7 月末までに免除の申請が行われていることが確認できるが、申立期間についてはその事跡は見当たらない。一方、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成元年 3 月までの期

間の合計 15 か月の国民年金保険料が、昭和 63 年 4 月に一括して免除の申請が行われ、承認されていることが確認できることから、申立期間の保険料の免除手続は行われていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を免除申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年から平成 8 年までの国民年金保険料については、夫と共に免除の申請を行っていた。申立期間の申請手続は、夫が夫婦の免除申請書を A 市役所へ提出した。

また、申立期間の頃は、以前に免除となっていた期間の国民年金保険料を追納していた頃なので、免除手続を忘れることはない。

申立期間の国民年金保険料が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫と共に A 市役所で免除手続を行ったと申し立てている。

しかし、申立人夫婦に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間については、夫婦共に未納の記録となっている。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成元年 12 月 7 日に申立期間の未納保険料に対する過年度納付書が作成されていることが確認でき、仮に、申立てのとおり申立期間の国民年金保険料が免除されていたとすれば、申立人の住所地を管轄していた同じ社会保険事務所（当時）が当該期間の過年度保険料の納付催告を行うことはなく、申立内容に不自然な点は否めない。

さらに、昭和 60 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間の申立人夫婦に係る免除承認期間、承認日等のオンライン記録を見ると、申立期間を含む昭和 62 年度を除き、毎年 7 月末までに免除の申請が行われていることが確認できるが、申立期間についてはその事跡は見当たらない。一方、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成元年 3 月までの期間の合計 15 か月の国民年金保険料が、昭和 63 年 4 月に一括して免除の申請

が行われ、承認されていることが確認できることから、申立期間の保険料の免除手続は行われていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を免除申請することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年4月まで

私が昭和47年6月に会社を退職した当時、妻は、先に国民年金に任意加入しており、自宅に来ていた国民年金保険料の集金人から、私の国民年金の加入勧奨を受けたので、妻が、その集金人を通じて私の国民年金の加入手続をした。

妻によると、昭和46年10月にA市に転入してから49年10月にB市に引っ越すまで、自宅に同じ人が国民年金保険料の集金に来ていたようだ。

申立期間当時は、私がアルバイトをしながら生計を立てており、生活は苦しかったが、妻が3か月ないし4か月ごとに自宅に来る集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

当時の夫婦の年金手帳は紛失してしまったが、妻は、領収書をそれぞれの年金手帳に貼っていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が、未納の記録になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録について調査すると、オンライン記録に申立人の国民年金の加入記録は見当たらず、申立期間当時の申立人の住所地であったA市においても申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立てのとおり、申立人が、昭和47年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとして国民年金の加入手続を行ったとすると、制度上、申立人の妻の国民年金被保険者資格は、同年6月付けで任意加入被保険者から強

制加入被保険者へ種別変更が行われることになる。しかし、申立人の妻の国民年金の被保険者資格の記録について、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、46年10月18日に任意加入被保険者資格を取得した記録のままで、47年6月付けで強制加入被保険者への種別変更は行われていない。また、その後、申立人が、厚生年金保険被保険者資格を再取得する49年5月までの期間についても、申立人の妻の国民年金の被保険者資格の記録は、妻自身が48年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月に同資格を喪失した後は、国民年金の強制加入被保険者資格を再取得すべきであるが、任意加入被保険者資格を再取得していることが確認できる。

以上のことから、申立人の自宅に訪れていたとする集金人は、申立人が、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことを把握していなかったと考えられ、申立人の妻が、集金人を通じて申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

さらに、夫婦の国民年金保険料の納付を担当していた申立人の妻は、自身が国民年金に任意加入した昭和46年10月からB市に転居する49年10月まで、同じ集金人が集金に来ていたと陳述しているが、23か月にわたって、申立人の納付記録のみが欠落するとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月から44年3月まで
② 昭和44年10月から53年3月まで

私は、自身の国民年金の加入手続を、いつ、どこで、誰がしたのか定かではないが、母から、昭和41年頃から53年頃までA市の実家に来る集金人に、母が私の国民年金保険料を納付していると聞いたことがある。

申立期間当時、私は実家から別居して他市に住んでいたが、実家の母から「国民年金保険料を、集金人に納付した。」と連絡をもらったこともあった。

申立期間の国民年金保険料は、母が集金人に納付していると思うので、納付記録がないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が実家の在るA市で、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、A市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の手帳記号番号は、昭和44年9月25日に、B市において、当時の申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと推定され、申立人の母親が41年1月からA市で申立人に係る国民年金保険料を納付していたとする申立内容と符合しない。

また、前述の加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和41年12月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が集金人に納付

したと申し立てているが、申立期間①のうち、昭和 42 年 1 月以降の保険料は、遡って納付する過年度保険料となるが、本来、集金人は過年度保険料を徴収できない上、申立人も「母親から、保険料を遡って納付したと聞いたことはない。」と陳述している。

加えて、申立期間②については、申立人は、昭和 44 年 10 月に A 市の実家から C 市に転居したと陳述しているが、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市で払い出されており、申立人に係る特殊台帳の住所記録を見ても、加入当時の住所は B 市であり、その後、A 市に転居(時期不明)している記録は認められるものの、C 市に係る住所記録は見当たらず、陳述と符合しない。

また、当該特殊台帳には、「48 不在者」の記載が見られ、オンライン記録においても「不在判明 平 23.6」の記録が確認できることから、申立人は、申立期間②のうち、昭和 48 年度以降は不在者として扱われていたと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を担っていたとされる申立人の母親の年金記録を見ると、母親が国民年金に加入したのは、昭和 50 年 11 月であり、申立期間①及び②のうち、44 年 10 月から 50 年 10 月までの期間は、申立人の母親が国民年金に未加入であったことから、申立期間①及び②のうち、44 年 10 月から 50 年 10 月までの期間に係る保険料を、申立人の母親が A 市の実家に来ていた集金人に納付していたとする陳述は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は 2 つの期間で延べ 144 か月に及んでおり、これほど複数回、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6011

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から55年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から55年5月まで

私は、昭和48年1月に国民年金に任意加入した。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、納付書が送られてきていたので、毎月、金融機関で納付した。昭和48年当時の保険料額は、付加保険料を含めて月3,000円ないし4,000円であったと思う。

申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和55年6月5日に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳を見ても、「初めて被保険者となった日」欄に同任意加入日が記載されていることが確認できる。この場合、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、付加保険料を含む国民年金保険料を納付できない。

また、A市における国民年金保険料の収納方式は昭和47年度から納付書方式が採用されているが、同市の53年度までの納付書は3か月ごとに合計された保険料額が記載されており、1か月ごとに納付することができない様式のものであったことが確認できることから、申立期間の大半は保険料を毎月納付することができない期間であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間当初の国民年金保険料額を、付加保険料を含めて月額3,000円ないし4,000円であったと陳述しているが、申立期間の当初である昭和48年1月から同年3月までの保険料額は、付加保険料を含めて月額900円であり符合しない。一方、申立人が任意加入手続を行った昭和55年度の保険料額は、付加保険料を含めて月額4,170円であることを踏まえる

と、保険料額に係る申立人の記憶は、同年度当時のものであるとみるのが自然である。

加えて、上記任意加入日において、A市は申立人に対し国民年金手帳記号番号を払い出しているが、申立人が昭和48年1月に任意加入手続を行っていた場合、通常、同一市町村において、改めて手帳記号番号を払い出すとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年9月まで

私は、昭和49年3月に店を開業したのを契機に、自身で市役所に行き国民年金の加入手続を行った。以降の国民年金保険料は、私が、妻の保険料と合わせて定期的に自宅に来る銀行員に納付した。

私が65歳になって年金請求する際に、申立期間について妻は納付済みで、私は未納とされていることが分かった。妻と一緒に納付したので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について、A市の被保険者名簿の作成日及び国民年金手帳記号番号の払出日が、ともに昭和50年10月であることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認できるほか、一緒に国民年金保険料を納付したとする、申立人の妻のA市の被保険者名簿を見ると、旧姓で作成されている上、同市の収滞納記録により、申立人の妻は申立人の加入手続時期より前に、申立期間の保険料を定期的に現年度納付していることが確認できることから、49年6月の婚姻前に手続を行い、申立人より先に保険料納付を開始したことがうかがえ、申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料は、加入手続が行われたと推認できる時点からすると、遡って納付することが可能であるが、申立人は遡って納付したことはないとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかが

わせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年6月までの期間及び51年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から38年6月まで
② 昭和51年1月から同年9月まで

国民年金に加入した時期は覚えていないが、加入後は私がいつも夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて市役所又は銀行で納付していた。普段は保険料を遅れることなく定期的に納付していたが、記録によると、申立期間については、夫の保険料は遡って一括納付されている。納付時期及び納付金額などは覚えていないが、私自身についても夫と同じ時に申立期間の保険料を遡って一括納付しているはずである。

申立期間について、私だけが未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、その夫の国民年金保険料が遡って一括納付されていることから、申立人自身についても遡って一括納付しているはずだとしているが、申立人は、申立期間①及び②について、一括納付した保険料額及び納付方法等について覚えていないとしており、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫については、昭和36年4月から51年9月までの36か月の国民年金保険料が53年10月に特例納付及び過年度納付により遡って一括納付されていることが確認できるところ、同年10月の時点において、13年*月生まれの申立人の夫は、60歳に到達する平成10年*月まで保険料を全て納付したとしても、老齢基礎年金の受給資格を取得するには、納付期間が36か

月不足するという状況であったことから、申立人の夫については、受給資格の取得のために保険料を遡って一括納付したものと考えるのが自然である。一方、17年*月生まれの場合、53年10月の時点において、受給資格を取得するために申立期間について特例納付及び過年度納付を行う必要はなかった。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6014

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年3月まで

私が資格取得の要件の要件を満たした昭和47年*月に、母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間当時は、家族で営んでいた店が、売上げを最も伸ばしていた時期であり、母が、集金人に家族5人分の国民年金保険料を一緒に納めていたはずである。

昭和52年4月に独立開業した際、母から年金手帳を手渡され、以後は自身で国民年金保険料を納めるように言われた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月にその母親が国民年金への加入手続を行ったと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、53年3月に申立人の3番目の姉と連番で払い出されており、申立ての加入手続を行ったとする時期と5年以上相違する上、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、47年7月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、51年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、昭和44年5月に連番で国民年金手帳記号番号を払い出されている申立人の長姉及び次姉と、53年3月に連番で手帳記号番号を払い出されている申立人及びその3番目の姉の納付記録を見ると、それぞれ、手帳記号番号の払出時点の現年度保険料を納付した記録はあるものの、払出時点より前の年度の保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親から受け取ったものであるとする昭和 49 年 11 月以降に使用された三制度共通の年金手帳を所持しているものの、それより前に別の国民年金手帳を所持した記憶はないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6015

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年3月まで

昭和47年7月に、母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間当時は、家族で営んでいた店が、売上げを最も伸ばしていた時期であり、母が集金人に、家族5人分の国民年金保険料を一緒に納めていたはずである。

昭和52年8月に結婚をした際、母から年金手帳を手渡され、以後は自身で国民年金保険料を納めるように言われた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月にその母親が国民年金への加入手続を行ったと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、53年3月に申立人の妹と連番で払い出されており、申立ての加入手続を行ったとする時期と5年以上相違する上、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、47年7月から50年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、51年1月から52年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、昭和44年5月に連番で国民年金手帳記号番号を払い出されている申立人の長姉及び次姉と、53年3月に連番で手帳記号番号を払い出されている申立人及びその妹の納付記録を見ると、それぞれ、手帳記号番号の払出時点の現年度保険料を納付した記録はあるものの、払出時点より前年度の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親から受け取ったものであるとする昭和49年

11 月以降に使用された三制度共通の年金手帳を所持しているものの、それより前に別の国民年金手帳を所持した記憶はないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月
② 平成10年4月から11年3月まで

国民年金加入後に、送付されてきた納付書で、母が私の国民年金保険料を郵便局で納付してくれていた。

その後も、母は将来私が困らないようにと、毎年送付されてきた納付書で国民年金保険料を年払いしてきたのに、申立期間の保険料について未納とされていることに納得できない。

また、母は、当時、未納の通知が来た覚えはないと言っており、特に私の20歳の誕生月である平成8年*月が、未納期間であることが考えられないと言っているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、平成8年*月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の主張どおり、毎年送付されてくる納付書で納付することは可能である。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に挟まれた平成8年11月から10年3月までの国民年金保険料について、同年12月28日に過年度納付していることが確認できることから、当該期間についてもそれまで未納期間であり、少なくとも、国民年金に加入後に送付される平成8年度及び9年度に係る現年度納付書では、納付していなかった可能性がうかがえる上、当該過年度納付の時点において、申立期間①の保険料については、既に時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、上記過年度納付時点で、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能であるものの、申立人の母親は、送付されてきた納付書の様式については覚えていないと陳述していることなどから、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間②は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当時の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月から 58 年 3 月まで

時期ははっきりしないが、既に国民年金に加入していた父親が、自宅に来る集金人に私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

その後の国民年金保険料については、父親から、自分たち夫婦、長女及び私の家族 4 人分の保険料を一緒に納付してくれていたことを聞いたことがある。

私は、国民年金保険料の納付には関与していないが、申立期間当時、事業は順調で保険料を納付できないような状況ではなく、また、両親及び姉の保険料は納付済みとされている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、父親が、自分たち夫婦、申立人及びその姉の家族 4 人分を一緒に納付していたことを話していたとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の両親及び姉の 3 人全ての保険料が納付済みである期間は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 55 年 5 月までの 6 年余りの期間に限られている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市において、昭和 47 年 * 月 * 日を国民年金被保険者資格の取得日として、58 年 9 月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、47 年 8 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、同年 7 月から 58 年 3 月までの保険料は、過年度納付することは可能であるものの、オンライン記録を見ると、当該期間については、申立人の父親は 55 年 * 月に 60 歳に到達してお

り、保険料完納後の期間である一方、申立人の父親と一緒に保険料を納付したとする申立人の母親及び姉の当該期間の保険料は、いずれも現年度納付しており、納付方法が一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は10年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、また、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から61年12月まで
はっきりとした時期は定かではないが、昭和54年2月頃、A市役所へ行き、自身で国民年金への加入手続をした記憶がある。
手続後は、毎月、金融機関へ行き、自身で国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月頃、自身で国民年金の加入手続を行い、手続以降の期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、その8年後の62年1月に払い出されたと推認でき、申立ての加入時期とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和54年2月から59年9月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、同年10月から61年12月までの保険料は、納付することが可能であるものの、申立人は、加入手続以降の分のみを納付し、現年度納付することが可能な期間も含め、遡って納付したことはないとしている。

さらに、申立期間は7年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 28 日まで
② 昭和 39 年 7 月 2 日から 41 年 1 月 25 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 25 日から同年 7 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社及びC社に勤務した厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、昭和 41 年 7 月にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入被保険者となるべきところ、申立期間の次に勤務したD社で51年2月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの約9年7か月の間、国民年金に未加入であったことを踏まえると、申立人の年金制度に対する意識の高さはいかたがえ無い。

さらに、オンライン記録において、申立人の脱退手当金は昭和 46 年 4 月 21 日に支給決定されているところ、当時、申立人と同居していたその実姉も、その約2か月後（昭和 46 年 6 月 23 日）に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 56 年 8 月に入社し、57 年 6 月まで勤務していたのに、同年 3 月の 1 か月間しか加入記録がない。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社提出の人事記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月 1 日からA社C営業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時、入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。見習期間として研修を行い、成績により前後するが6か月程度で正社員となり、厚生年金保険に加入させていた。」と陳述しているところ、前述の人事記録を見ると、申立人の入社時の資格は職員見習であることが確認できる。また、同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に被保険者資格を取得し、連絡先の判明した元従業員 82 人に照会したところ、うち 18 人は、「入社後一定期間は見習期間であり、正社員になるまでは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録における申立人の資格取得日は、昭和 57 年 3 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

申立期間②については、申立人は、A社に昭和 57 年 6 月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料については、提出した人事記録以外の資料はどこにあるか不明である。」旨陳述しているところ、前述の人事記録を見ると、申立人の退社日は昭和 57 年 3 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致する。

また、雇用保険の加入記録における申立人の離職日は、昭和 57 年 3 月 31 日であり、オンライン記録と符合している。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には平成 4 年 1 月 31 日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立人の出勤簿等は破棄している上、当時の社会保険事務担当者は在籍しておらず、申立人が平成 4 年 1 月 31 日まで在籍していたかは不明である。」と陳述している。

また、雇用保険の加入記録における申立人のA社の離職日は、平成 4 年 1 月 30 日であり、オンライン記録と符合している上、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄には同年 1 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録により、A社において、申立期間前後の月末日又は月初日に被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員 5 人を抽出し、雇用保険の加入記録における離職日と厚生年金保険の資格喪失日を調査したところ、申立人同様、いずれも符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12334

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。年金事務所から送付されてきた被保険者記録照会回答票には、A社が名称変更した後のB社における加入記録は有るが、A社における加入記録が無い。

昭和 42 年 8 月から A 社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和 43 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社は、昭和 44 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員 5 人に対し、同社が適用事業所となるまでに、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて照会したところ、回答を得た 3 人全員が不明としており、同僚の陳述から保険料控除を推認できる事情はうかがえない。

なお、申立人は、「年金事務所から送付されてきた被保険者記録照会回答票には、A社が名称変更した後のB社における加入記録は有るが、A社における

加入記録が無い。」と申し立てしているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の表紙を見ると、同社が昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となった時の事業所名はA社(昭和43年12月3日にB社に名称変更)であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C営業所で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 12 年 4 月から 20 年 3 月末日まで勤務しており、女性が厚生年金保険に加入できるようになった 19 年 10 月以降は、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C営業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の社員台帳及び賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については確認できない。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 9 人に照会し 6 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態を記憶している者はいない。

さらに、申立人が、一緒に勤務していたとする元同僚は、「私は、申立人と同じ昭和 12 年 4 月にA社C営業所に入社し、17 年 3 月に結婚するため同社C営業所を一旦退職した。その後、19 年 10 月頃に同社C営業所に再入社した時には、申立人はいなかったと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで
ねんきん特別便により、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、同社でB職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「関連資料は破棄しているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同職種の同僚2人及び同僚照会に対して、申立人と同職種であったと回答している別の2人について、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を調査したところ、4人全員が雇用保険の資格取得日の6か月後までには厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、A社では、雇用保険の加入と同時期又は一定期間経過後に、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。しかし、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月 21 日まで
② 昭和 45 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間の前に勤務した事業所を退職したおよそ半年後に入社し、その4か月ないし6か月ぐらい後に同社B営業所から同社C営業所に転勤して、次の事業所に就職するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票の記録及び複数の元従業員の陳述から判断して、申立人は、期間こそ特定できないものの、少なくともオンライン記録におけるA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日より前から、D市に所在する同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、A社における被保険者期間が、申立期間①又は②のいずれかと重複する元従業員 20 人に対して照会を行い、そのうちの7人から回答を得たものの、申立期間①及び②のいずれについても、申立人が、その全期間にわたって勤務していたことを具体的に陳述する者はいない。

また、申立期間①については、前述の7人の元従業員のうち、職種がE業務であったとする4人は、入社後直ちに厚生年金保険に加入した旨の陳述をしているものの、一方で、申立人と同様F業務であったとする3人は、いずれも入社の数か月後に厚生年金保険に加入している旨の陳述をしていることから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の事業主に照会を行ったが、回答は得られなかった上、申立人及び前述の7人の元従業員は経理担当者を記憶しておらず、申立期間当時にA社C営業所長であったと思われる者の連絡先も不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、オンライン記録によると、A社C営業所に該当する厚生年金保険適用事業所は確認できない上、申立人が同営業所での同僚として記憶する二人の元従業員は、いずれもD市に所在するA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同社C営業所における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12338 (事案 2652 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 32 年 12 月頃まで
② 昭和 33 年 1 月頃から同年 6 月頃まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではなかった等として、また、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の内容に不自然な点は見当たらない等として、申立てはいずれも認められなかった。

今回、申立期間①については、申立期間当時の職場のレイアウト及び同僚の名前を記載した資料を提出するので再調査してほしい。また、申立期間②については、会社に申立期間当時の資格取得届等が残されていたことが分かったので、当該書類を調査してほしい。

再調査により、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、いずれも、元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、申立期間①については、申立期間当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった等として、申立期間②については、i) 申立期間当時は入退社する者が多かったという元同僚の陳述があるところ、申立期間にB社において被保険者資格を取得した者がいない、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない

等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の A 社の職場のレイアウト及び同僚の名前を記載した資料を提出している。

このため、当該資料を提示して、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認でき連絡先の判明した元同僚 6 人に照会したところ、複数の元同僚が、「職場のレイアウトは、自身の記憶とおおむね一致する。」と回答していることから、前回の申立て時の判断の理由と同様、時期は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、前回申立て時の判断の理由のとおり、オンライン記録によれば、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない。

このほか、申立人が申立期間に保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、今回、申立人は、B 社に申立期間当時の資格取得届等が保管されていることが分かったので、当該書類を調査してほしいと申し立てている。

しかし、B 社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、健康保険整理番号 56 番（昭和 31 年 5 月 1 日に資格を取得）から同 93 番（昭和 34 年 3 月 19 日に資格を取得）までの資格取得者を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、同整理番号に欠番も無い。また、当該通知書の記載内容と同社に係る前述の被保険者名簿の記録は一致している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月頃から 36 年 3 月頃まで

私は、A社で昭和 35 年 8 月頃から約 7 か月間、住み込みでB業務に従事した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

A社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で従事していた業務内容等について、具体的に陳述しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が判明した同僚 11 人に事情照会し、回答が得られた同僚の陳述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたものと考えられる。

一方、上記の同僚からは、「私は、昭和 32 年 3 月頃にA社に入社した。」との陳述が得られたところ、オンライン記録によると、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から約 1 年経過後の昭和 33 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

また、他の同僚からも、「当時、A社では、入社しても、すぐには厚生年金保険に加入してもらえなかった。また、厚生年金保険に加入しないことを希望した人もいたように思う。」旨の陳述が得られたことなどから、同社では、当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させていた場合でも、勤務していた全ての期間をその対象にしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は平成 21 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っている上、同社の元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年9月30日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和31年7月頃に、療養のため同年9月30日付けで休職し、復職した32年6月までの加入記録が無いことは納得しているが、申立期間はA社C事業部D営業所に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年9月30日までの申立期間については、A社C事業部D営業所に在籍し、厚生年金保険料も控除されていたと申し立てているところ、同社E営業所及び同社D営業所における同僚として申立人が名前を挙げた者からは、申立期間における勤務実態について具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、A社C事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が判明した同僚17人に事情照会したところ、10人から回答を得られ、このうち、当時、同社D営業所で勤務していたとする2人からは、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

さらに、A社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の人事記録等を保存していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明。」と回答している。

加えて、事情照会に対する回答が得られた上記10人の同僚のうち、A社C

事業部での勤務状況を具体的に記憶している7人は、いずれも自身の厚生年金保険被保険者記録に誤りは無いとしている。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらなかった。

なお、申立人が入院したとする医療機関及びE健康保険組合に対し、当該診療状況について事情照会を行ったものの、当時の記録は双方ともに保存されておらず、確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 16 日から 60 年 4 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に在籍し、B社（現在は、C社）に出向いて勤務していたと申し立てているところ、申立人と同様に同社に出向いて勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、パートタイム労働者としてA社に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の同僚は、「私は、申立人が入社してきた時、厚生年金保険への加入を勧めたので、申立人は一旦、厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、既に夫の健康保険の被扶養者となっていたことが判明したなどの理由ですぐに資格を喪失したような記憶がある。」旨を陳述している。

また、A社は、「申立期間当時の『社員データ』において、申立人に該当する記録を確認できないことから、申立人は、正社員ではなく、パートタイム労働者であった可能性があるが、パートタイム労働者に係る資料については保管していない。また、当時、パートタイム労働者を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

一方、申立期間中に申立人が勤務していたC社の現在の事務担当者は、「申立期間当時、業務委託していた事業所の従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」と回答している。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月から 60 年 4 月までの期間について、申立人は、国民年金に任意加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 31 日から 58 年 7 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（平成 13 年に、B社へ名称変更）が経営するC事業所で勤務した期間のうち、途中の期間である申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間も同社事業所で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社の経営する事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が保管する健康保険整理番号管理台帳を見ると、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録と一致しており、当時の労務担当者は、「会社は、オンライン記録どおりの届出を行い、従業員が被保険者でない期間は給与から保険料を控除していない。」と陳述している。

また、複数の元同僚が、申立人の雇用形態はパートであったとしているところ、前述の労務担当者は、「申立期間当時、短時間（6時間）労働のパート契約をしている従業員の中には、社会保険には加入しないで長時間勤務をする者がおり、これらの者には社会保険への加入を勧奨していた。」と陳述しており、元同僚のうち複数の者は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入は選択できた。また、未加入期間に給与から保険料を控除されることはなかった。」旨陳述している。

さらに、雇用保険の資格取得日は、申立期間の厚生年金保険の資格取得日と同日である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
学校を卒業後、A 県から B 市にあった C 社に就職し、申立期間は同社に勤務してした。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C 社については、年金事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が「C 社の業種は D 業だった。」としていることから、D 業種の業界団体及び E 県内に現存する同業者に確認したものの、C 社の所在地及び事業主等の情報を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、C 社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、その連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社における加入記録は、昭和 35 年 8 月 1 日から 38 年 2 月 1 日までの 2 年 6 か月となっているが、同社を退職した際、3 年以上勤務した者に支給される退職金を受け取ったことを覚えている。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 40 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者 23 人に照会し、7 人（申立人が記憶する同僚一人を含む。）から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られない上、申立人が 3 年以上勤務した者に支給されたとする退職金の支給要件についても、覚えている者はおらず、確認することができなかった。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 38 年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返却されたことを示す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から28年8月20日まで
② 昭和30年10月1日から33年2月28日まで
③ 昭和37年1月から38年2月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①は、A市にあったB社に勤務し、E業務を担当していた。また、申立期間②はC社に、申立期間③はD社に勤務し、いずれもE業務を担当していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市にあったB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が主張するB社の所在地を管轄する法務局において、同社に係る商業登記の記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時の事業主と同僚一人の氏名を挙げているものの、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当時の事業主及び従業員の氏名を記憶している上、当時の同事業所の経営状況などについて具体的に陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同事業所で勤務していたこと

がうかがえる。

しかし、C社は、昭和34年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主、及び申立人が事業主の親族であったとする元従業員二人はいずれも連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる複数の者に照会し、一人から回答を得たが、同人は、「申立期間当時、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当時の事業主及び従業員の氏名を記憶している上、当時の同社の経営状況などについて具体的に陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、D社は、昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明である上、申立人が記憶している同僚に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成 2 年 3 月 29 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額よりも下がっていることが、日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により分かった。申立期間に報酬が下がったことはなく、退職するまでその額は変わらなかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に報酬が下がったことはなく、退職するまでその額は変わらなかったのに、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額よりも下がっていると申し立てている。

しかし、A社は、「資料が無いため、申立人の標準報酬月額の変更時期及び給与からの保険料控除額は不明であるが、申立人の退職時の標準報酬月額については資料が残っており、年金事務所の記録どおりとなっている。」としているところ、同社提出の健康保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額と一致している。

また、A社が加入しているB健康保険組合提出の被保険者台帳を見ると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と同じく、昭和 63 年 7 月から 10 万 4,000 円と記録されており、健康保険の被保険者資格の喪失時まで変更されていないことが確認できる上、同社が加入しているC厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員台帳を見ても、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間にA社で厚生年金保険に加入し

ている複数の者が、申立人と同じく、60歳到達後に標準報酬月額の大幅な引下げが行われているところ、このうちの一人は、「私は、定年後に再雇用された時から、年金給付との調整のため、毎月の給与が下がり、給与からの保険料控除額も少なくなったと思う。」旨陳述しており、同人提出の再雇用後の処遇を記載した同社総務部長の押印がある書面を見ると、再雇用後に、年金給付との調整のため、給与条件を設定しなおす旨の記載があり、同人は、当該書面に記載されている再雇用日から3か月後に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社提出の申立人に係る辞令を見ると、申立期間の始期である昭和63年7月1日の3か月前の同年4月1日付けで、待遇が変更されていることが確認できることから、申立人についても、待遇変更に伴って、同年7月1日に標準報酬月額の減額改定が行われたものと考えられる。

このほか、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 18 日から 34 年 9 月 24 日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金のお知らせはがきで、私の A 社（現在は、B 社）で勤務していた期間の脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
私は脱退手当金を請求及び受給した記憶がないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計 11 ページに記載された女性従業員及び近接するページの女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 34 年 9 月 24 日の前後約 2 年以内に受給要件を満たし資格を喪失した 37 人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含む 30 人に支給記録があり、そのうち 27 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている。また、支給記録のある 30 人の支給決定日を見ると、数人ずつが同一日に支給されている上、申立人と同日付けで支給決定されている 2 人が確認できる。

また、上記支給記録がある 29 人のうち、所在が判明した 12 人に照会を行い回答が得られた 7 人のうち 1 人は、「脱退手当金を自身で請求した記憶はないものの、退職後に受給した記憶はある。」旨回答しており、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間当時は、脱退手当金の計算期間の全部又は一部に昭和 32 年 9 月以前の被保険者期間がある場合、社会保険事務所（当時）は、社会保険庁（当時）に対し、記録の照会をする取扱いがなされていたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金裁定のための記録照会に対する回答が 35 年 2 月 16 日に行われたことを示す「回答済 35. 2. 16」の表示があることが確認できる。

加えて、上述の被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12348 (事案 7143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 2 月 21 日から同年 7 月 21 日まで
社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間の勤務が確認できない等として、記録の訂正は認められなかった。
今回、新たな資料は無いが、入社当初は B 社に派遣されて D 業務に従事していたが、霜の降りる 2 月頃だったと思う。その後は、E 社 (当時の社名は、C 社) にも派遣されて F 業務に従事していたので、再審議の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 社の事業主は、「当社では、入社時に、雇用保険と社会保険を同時に加入させているので、両保険の記録が無い申立期間に、申立人は当社で勤務していなかったと考えられる。」としているところ、申立人及び元従業員 3 人の雇用保険の加入記録を見ると、厚生年金保険と同日に資格を取得していることが確認できること、また、申立期間に資格を取得している元従業員 9 人のうち、連絡先の判明した 4 人に照会したが回答が無く、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな周辺事情として、「A 社に入社したのは、昭和 54 年 2 月 21 日で、入社当初は B 社に派遣され、D 業務に従事していた。その後は E 社に派遣され、F 業務に従事していた。また、入社当初の 3 か月間は見習であったので、その期間の加入記録が抜けているのではないか。」としていると

ころ、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態等及び社会保険に加入させない見習期間があったか否かは確認できない。

さらに、B社及びC社に、申立人の勤務実態等を照会したが、いずれも、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 8 日から 46 年 7 月 11 日まで
② 昭和 47 年 1 月 26 日から同年 3 月 31 日まで
③ 昭和 47 年 6 月 26 日から 49 年 3 月 14 日まで
④ 昭和 49 年 4 月 17 日から同年 7 月 17 日まで
⑤ 昭和 51 年 7 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社（現在は、E社）に、申立期間⑤はF社に、それぞれ勤務したが、記録されている標準報酬月額より高い額の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、高校の紹介でA社に入社した。

給与月額は昭和 43 年の入社時は 7 万 5,000 円、44 年は 9 万円、45 年は 10 万円、46 年は 11 万円であったのに、記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、A社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 2 万 2,000 円、資格喪失時の標準報酬月額は 5 万 6,000 円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人と同月に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額

と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

さらに、オンライン記録において、申立人と同月に被保険者資格を取得している元従業員に照会し3人から回答を得たが、そのうち同期入社であるとする2人は、「申立人とは高校卒業の同期入社であるが、当時の初任給は2万円ぐらいだった。所属部署が異なっても初任給は同じ金額であったと記憶している。」と陳述している。

加えて、A社は、「申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。」と陳述している。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社で勤務した申立期間の給与月額は8万円であったのに、記録されている標準報酬月額は3万円とこれより低額であると申し立てている。

しかし、B社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、申立人の被保険者資格取得時の標準報酬月額は3万円、資格喪失時の標準報酬月額も3万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立期間及び申立期間前後の期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時に被保険者資格を取得している元従業員に照会し4人から回答を得たが、そのうちの2人は、「自身の年金記録に不自然な点はなく、自身と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の3万円は妥当だと思う。」と陳述している。

加えて、B社は、「申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の給与額及び保険料控除額は確認できないが、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずである。」としている。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社で勤務した申立期間の給与月額は、昭和47年は7万円、48年は8万円、49年は9万円であったのに、記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間にC社で厚生年金保険の加入記録が有る申立人と同世代である複数の男性の元従業員に係る標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と大きな相違はなく、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

また、オンライン記録において申立期間に加入記録の有る元従業員に照会し4人から回答を得たが、そのうちの1人は、「申立期間当時に入社後12年

目であった私の標準報酬月額が6万8,000円であった。申立人の申立期間当時の標準報酬月額3万3,000円は、社歴及び年齢からして、妥当な金額であると思う。」と陳述している。

さらに、C社は、平成5年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

- 4 申立期間④については、申立人は、D社で期間従業員として勤務し、申立期間の給与月額が30万円であったのに、記録されている標準報酬月額は8万6,000円とこれより低額であると申し立てている。

しかし、E社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の給与額及び保険料控除額は確認できないが、保険料控除は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずである。」としている。

また、G企業年金基金の加入員記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は8万6,000円であり、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同月に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額の8万6,000円であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

加えて、オンライン記録において、申立人と同月に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員に照会し、二人から回答を得たが、いずれも、「期間従業員として入社し、月給は、厚生年金保険の標準報酬月額どおりの8万6,000円ぐらいであったと思う。また、当時の期間従業員で、月給30万円は考えられない。」と陳述している。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、F社で勤務した申立期間の給与月額は17万円であったのに、記録されている標準報酬月額は9万8,000円とこれより低額であると申し立てている。

しかし、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年代で申立期間及び申立期間前後に資格を取得している元従業員二人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額又は申立人より低額であり、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

また、上述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、そのうちの1人は、「私の標準報酬月額の記録に不自然な点はない。私の記録と比較しても、資格取得時に26歳であった申立人の標準報酬月額9万8,000円は、妥当な金額である。最初から月17万円の給与は、ベテランであるならばありうるかもしれないが、一般的には考えられない。」と陳述している。

さらに、F社は、昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額を確認することはできない。

- 6 このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12350 (事案 4402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 7 日から同年 8 月 7 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は認められるものの、厚生年金保険料控除については、確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、特に新たな資料は無いが、新しく名前を思い出した同僚もいるので、再審議の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間にA社で被保険者記録の有る元従業員に照会し回答のあった12人のうち、申立人と同じ部署で勤務していたとする2人は、「入社から2か月後に厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、両人の記憶する入社日は雇用保険の資格取得日に一致しているが、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日から2か月後の日付であることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、また、同社は、申立期間当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、申立期間と一緒に勤務した同僚一人の氏名を挙げ、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしいと主張している。

そこで、当該同僚に照会したところ、同人は、「私は、定期採用組で昭和39年4月1日に入社した。」と陳述しており、また、同人の雇用保険及び厚生年金保険の加入記録を調査したところ、当該両保険に同年4月1日に加入していることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社で社会保険事務に携わっていたとする元従業員は、「4月1日付けの定期採用者は、入社と同時に、雇用保険及び社会保険に加入させていたが、定期採用者以外の申立人のような臨時採用者については、2か月間の試用期間を設けており、雇用保険は入社と同時に加入させたが、社会保険には試用期間経過後に加入させていた。」と陳述している。

また、元従業員の雇用保険及び厚生年金保険の加入状況を調査したところ、同僚照会で定期採用であったとする元従業員の雇用保険及び厚生年金保険の加入日は、採用日である昭和40年4月1日と同日であることが確認でき、臨時採用者であったとする申立人を含む元従業員の雇用保険の加入日は採用日と同日付けであるが、厚生年金保険の加入日は、採用日の2か月後であることが確認でき、前述の社会保険事務担当の元従業員の陳述と符合していることから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 21 日から平成 4 年 9 月 21 日まで
A社B支店に昭和 63 年 7 月に入社し、同年 12 月から平成 4 年 8 月まではC社(在D国の現地法人)に出向していたが、出向期間中は、当該現地法人から月額で 92 万 4, 120 円程度が給与として支払われていた。
平成元年 10 月に標準報酬月額が 38 万円から 28 万円に下がり、3 年 10 月からは 53 万円に上がっているが、出向期間中の標準報酬月額が低額に届出されたと考えられるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における厚生年金保険被保険者期間のうち、同社の子会社であったD国現地法人に出向していた期間の標準報酬月額が、当時の給与額に対して低額であると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社B支店における標準報酬月額については、同社提出の給与支給台帳支給額証明によると、申立期間のうち、平成元年 10 月から 2 年 9 月までの厚生年金保険料控除額については、オンライン記録を上回る 44 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、その他の月についてはオンライン記録と一致している。しかし、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているか又は低い額となっていることから、特例法による記録訂正を行うことはできない。

また、A社は、「海外現地法人に出向していた時期の給与支給額が低額であるのは、A社からは基本給のみが支給され、その他の手当等については現地法人から支払われたためであることが考えられるが、当該現地法人から支給された給与額については確認できない。保険料控除額について届出額と一致していない期間があることについての事情は不明である。」旨回答している。

さらに、企業年金連合会が保管する申立期間に係るE厚生年金基金の加入記録を調査したが、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が不自然に遡って訂正されている形跡等も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 55 年 9 月 8 日から 56 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日から平成 7 年 9 月 30 日まで A 社に勤務した。給与が減額したことはなかったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に記録されている申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の標準報酬月額が下がっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月 1 日に B 社 C 営業所（昭和 33 年 11 月 A 社に合併）に入社以来、給与が下がったことはなく、申立期間に係る標準報酬月額について納得がいかないと申し立てている。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の給与の支給及び保険料控除の根拠となる資料等を保存していないため、申立人の申立期間の給与支給額及び保険料控除額は不明である。」旨回答している。

また、申立人と同様に B 社において、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得し、合併後の A 社において、申立期間も被保険者記録の継続している同年代の男性社員 10 人のうち、所在の判明した 9 人に事情照会し 6 人から回答を得られたものの、当時の給与明細書を保存している者はいない上、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る具体的な陳述が得られなかったことから検証することができず、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料控除について

て確認することができない。

さらに、上記男性社員 10 人の標準報酬月額推移を検証したところ、そのうち 8 人に、昭和 35 年 8 月から平成元年 10 月までの期間において標準報酬月額が数回減額している記録が確認でき、申立人のみが減額されている事実はうかがえない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見られないほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 16 日から 50 年 1 月 6 日まで
年金事務所の記録では、A事業所（現在は、B事業所）で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同事業所では、C業務をしていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所の管理及び運営を行っていたD社（現在は、E社）は、「申立期間当時の資料は残っていないので、申立人のA事業所における勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無については分からないが、申立人が申立期間に勤務していたとしても、厚生年金保険に未加入の者から保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、A事業所に係るオンライン記録から、申立期間当時に被保険者記録の有る者のうち 65 人を抽出し、所在の判明した 11 人に事情照会し 7 人から回答が得られたところ、いずれの者も、申立人のことは記憶にないとしている上、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することはできなかった。

なお、D社における厚生年金保険の被保険者記録も確認したものの、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 8 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間は、実質的に同一事業所であるA社、B社及びC社に勤務していた。

また、平成5年前後の1年間程度の期間については、D社に勤務していた。

申立期間当時、健康保険被保険者証を使用しており、給与からは厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、実質的に同一事業所であったA社、B社及びC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、A社において申立期間に被保険者記録の有る39人のうち、所在の判明した27人に事情照会し8人から回答が得られ、そのうち3人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、A社又はB社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社及びC社には厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、A社についても、厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年2月1日であり、申立期間のうち、同日以前の期間については適用事業所ではない。

また、A社が厚生年金保険の適用を受ける前から勤務していたとする元同僚は、「厚生年金保険の適用を受ける前の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されるようなことはなかったと思う。」旨陳述している上、同

社が厚生年金保険の適用事業所となった平成4年2月1日以降の期間について、同僚二人は、「厚生年金保険に未加入の従業員が多数いた。」旨陳述しており、そのうち一人は、「私は強く望んで厚生年金保険に加入させてもらった。厚生年金保険に未加入の期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人及び同僚1人が、申立期間当時の従業員数について、40人ないし50人であったとしているところ、オンライン記録を見ると、申立期間の被保険者数は最多で20人程度となっている。

加えて、同僚一人が、「なかなか厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨陳述しているところ、A社が厚生年金保険の適用を受ける前から勤務していたとする同僚一人の、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、適用事業所となった日から約7か月半後の平成4年9月17日となっている。

これらのことから、A社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合も、必ずしも入社と同時になかったことがうかがえる。

また、A社、B社及びC社に照会文書を送付したものの回答を得られなかったため、これらの事業所から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間のうち、平成5年頃の1年間程度の期間について、D社に勤務していたとしているところ、同社において申立期間に被保険者記録の有る42人のうち、所在の判明した35人に事情照会し9人から回答が得られ、そのうち3人の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、当該期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、「当時の記録は保存しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、同僚1人は、「入社後3か月は厚生年金保険に未加入であった。」旨陳述しており、他の同僚3人も、「入社後一定期間の見習期間があった。」旨陳述している上、平成4年5月に入社したとし、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚1人が、自身よりも6か月程度後に入社したとする者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、約10か月後の5年9月1日となっている。

さらに、D社は「当時、自分から望んで会社の社会保険に加入しない者がいた。厚生年金保険に未加入の従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはなかった。」旨回答している。

これらのことから、D社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚

生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合も、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

さらに、D社に係るオンライン記録において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は無く、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、学校を卒業後、すぐにA社B営業所（現在は、C社）に入社し、終戦後に退職するまで同社に勤務したことに間違いはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年6月19日から同年8月21日までの期間について、C社提出の申立人に係る「社員臺帳申告票」から、申立人は、A社B営業所に^{よういん}僱員として勤務していたことが確認できる。

しかし、C社提出の「社員臺帳申告票」により、申立人と同学年かつ同学歴で僱員としてA社に採用され、申立人と同じ昭和20年8月20日に退社したとされる者が二人確認できるところ、当該二人のD社及び同社関連営業所における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、申立人から「自身と同じ学校を卒業し、一緒にA社B営業所に入社した。」として名前の挙がった同僚二人のうち、一人については、D社（E営業所）（A社と同一事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社B営業所入社日とされる昭和20年6月19日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、当該同僚のD社における厚生年金保険被保険者記号番号は、入社日から1年以上経過した21年8月27日に払い出されており、入社日まで遡及して被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社B営

業所で被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している旨回答した者はいない上、申立人が名前を挙げた同僚は、同名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、死亡又は所在不明であったため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、F社は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除に関する関連資料等は残存しておらず、申立人の当社在籍期間における保険料控除の状況は不明である。」旨回答している。

これらの事情等を踏まえると、申立人と同様に申立期間に傭員としてD社に入社した者のうち、終戦後も継続して勤務していた者については、同社（E営業所）において、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を遡って行ったものの、終戦直後の昭和20年8月20日に退職していた申立人については、当該手続が行われなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から30年1月31日まで
② 昭和30年7月1日から32年2月28日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①は、A県のB社C営業所（現在は、D社E営業所）に、申立期間②は、F県のG社H営業所（現在は、G社I営業所）に勤務し、いずれの事業所においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているB社C営業所での作業の内容及び勤務場所の周辺状況は、同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述内容と符合していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社C営業所における業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、B社C営業所への就職の紹介者を除き同僚等の名前を記憶しておらず、同社C営業所に係る前述の被保険者名簿から当該紹介者と同姓の者の被保険者記録が確認できるものの、当該被保険者は所在不明であり、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚等に照会を行ったものの、申立人のことを記憶している旨回答した者はおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等について確認できない。

また、申立期間当時にB社C営業所のJ課に勤務していた同僚は、「B社C営業所には、同社社員の在籍記録が保存されているはずである。」旨陳述しているところ、D社K部J課は、「申立期間に当社に在籍していた社員の記録は、

退職者名簿として保存しているが、当該名簿に申立人の記録は確認できない。」旨回答している。

さらに、申立人が記憶しているB社C営業所への入社の方法、出退勤管理の方法、給与支払日及び勤務時間等は、いずれも同社C営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚等のそれらに関する陳述内容と符合しない。

加えて、B社C営業所に係る前述の被保険者名簿には申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

一方、B社C営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、B社C営業所の協力会社の社員であった可能性がある。」旨陳述していることから、D社K部J課に申立期間当時の協力会社の状況について照会したものの、「申立期間当時の当社協力会社については、資料が残存しておらず不明である。」旨回答している。

また、B社C営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚が、同社C営業所の協力会社として社名を挙げた複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの事業所においても申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶するG社H営業所での作業の内容は、同社H営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述内容と符合することから、期間は特定できないものの、申立人が同社H営業所における業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、G社H営業所における同僚等の名前を記憶していない上、同社H営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚等に照会を行ったものの、申立人のことを記憶している旨回答した者はおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等について確認できない。

また、申立人は、「G社H営業所では、日付が記載された紙があり、出勤日のところに丸印を付していた。給与明細書はもらっていなかった。」旨陳述しているが、G社H営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人が陳述する出退勤管理の方法は、申立期間当時では行われていなかった。また、申立期間当時、G社H営業所では給与明細書が発行されていた。」旨陳述しており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、G社L課は、「申立人に関する資料は残存しておらず、申立人の申立期間当時の在籍及び保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

加えて、G社H営業所に係る前述の被保険者名簿には申立期間における健康

保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

一方、申立人は、「申立期間②の当時は、G社H営業所の下請事業所の社員であったかもしれない。」旨陳述しているところ、G社H営業所に係る前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚が同社の協力会社として社名を挙げた事業所及びM協同組合の組合員名簿から、申立期間当時に同社H営業所内の作業を請け負っていた可能性のある複数の事業所に照会を行ったが、いずれの事業所も、申立人の勤務状況については不明である旨回答している上、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の厚生年金保険被保険者記録は、確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間及び8年9月1日から10年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間及び12年10月1日から13年12月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月1日から12年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から12年10月1日まで
③ 平成12年10月1日から13年12月11日まで

年金事務所の記録では、私がA社の事業主として勤務していた期間のうち、申立期間①及び③に係る標準報酬月額が低く訂正されたにもかかわらず、当時の経理担当者の事務処理過誤により、高額な保険料が控除されたままとなっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社の事業主として継続して同社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の未加入期間となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間及び8年9月1日から10年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、5年4月から6年9月までは53万円、同年10月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、同年3月29

日付けで5年4月1日に遡及して15万円に、また、8年9月から9年6月までは15万円、同年7月から10年9月までは17万円と記録されていたところ、同年9月9日付けで8年9月1日に遡及して9万2,000円に、それぞれ減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該遡及訂正は、過去の標準報酬月額の時決定（平成5年10月1日、6年10月1日、8年10月1日及び9年10月1日）を超えて行われているほか、当該時決定が取り消されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかし、A社に係る商業登記簿から、申立人は、当該期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る「滞納処分票」の事跡から、同社は平成6年11月から厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、保険料納付計画をめぐり、社会保険事務所（当時）と協議を重ねている状況がうかがえる上、申立人は、申立書において、「当時、社会保険料の滞納があり、遡って金額を訂正した。」旨記述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、当該期間に係る自らの標準報酬月額の訂正処理に同意していたものと認められ、当該期間に係る7年3月29日及び10年9月9日付けの処理に関しても社会保険事務所が代表取締役であった申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成5年4月1日から7年10月1日までの期間及び8年9月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、15万円と記録されていることが確認できるが、当該記録については遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書及び賃金台帳等の資料を所持していない上、A社の申立期間当時の経理事務担当者、同社の破産管財人であった弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士は、「申立期間当時の資料は残存していない。」旨陳述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料等の控除の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、A社に係る商業登記簿及びオンライン記録から申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる元従業員の陳述から、申立人は、申立期間当時、同社に代表取締役として勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る「滞納処分票」から、当時、申立人が社会保険事務所に対し、「平成10年9月末で従業員全員を解雇する。」旨回答していることが確認できるところ、オンライン記録から、申立人が平成10年10月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月14日に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納され、その後、申立人が健康保険の任意継続被保険者として資格を取得したことが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が遡及して行われた形跡は見当たらない。

また、A社の申立期間当時の経理事務担当者、同社の破産管財人であった弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士は、「申立期間当時の資料は残存していない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料等の控除の状況は確認できない。

なお、申立人は、当時、従業員に対して、「一旦、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、業績が軌道に乗れば再取得する。」との説明を行ったとしているところ、オンライン記録により、申立人と同日の平成10年10月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の者が確認できる。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されていることが確認できるが、当該記録については遡及訂正された形跡は見当たらない。

また、申立期間のうち、申立人提出の賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく平成12年12月から13年4月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、先述の賃金台帳により厚生年金保険料控除額を確認できる期間を除く期間について、申立人は、当該期間の給与支給額及び厚生

年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書並びに賃金台帳等の資料を所持していない上、A社の申立期間当時の経理事務担当者、同社の破産管財人であった弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士は、「申立期間当時の資料は残存していない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間のうち、先述の期間を除く期間における厚生年金保険料等の控除の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①のうち、平成7年10月1日から8年9月1日までの期間、申立期間②及び③について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 6 日から 42 年 8 月 31 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社（現在は、B 社）C 営業所に 2 回目に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 1 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性 39 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、31 人に支給記録が確認でき、うち申立人を含む 25 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A 社 C 営業所での申立人の 2 回目の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある1回目に勤務したA社C営業所に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求をもって不自然な記録であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から36年10月25日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 B」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、健康保険番号*番から*番までの間に記録されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、14人に支給記録が確認でき、そのうち11人は同社での資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から26年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、昭和23年4月からA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の子が作成した在籍証明文書から、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時のことを知る当社の元会長は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

また、申立人がA社での同僚として名前を挙げた者を含む申立期間当時において同事業所に勤務していた同僚のうち、所在が確認できた唯一の同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険の加入状況までは分からない。」旨回答している上、申立人及び当該同僚が記憶する社会保険事務手続担当者は所在不明であるため、同僚等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、所在が確認できた前述の同僚及び当該同僚が自身より年長者の先輩と記憶する3人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、前述の同僚が記憶する入社時期から約3年9か月後ないし4年3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時の同事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に C 業務従事者として勤務したが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を昭和 46 年 3 月 31 日付けで退職したので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、B 社が保管する申立人の人事記録を見ると、昭和 45 年 4 月 1 日の勤務記録事項欄には、「任期は 1 日とする。ただし任命権者が別段の措置をしない限り昭和 46 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」と記載されている上、同年 3 月 31 日の欄には、「昭和 46 年 3 月 30 日限り退職した。」と記載されていることが確認でき、申立人の退職日は、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、退職日の翌日）している。

また、B 社提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和 46 年 3 月 31 日であることが確認できる上、同社の現在の人事担当者は、「申立人の資格喪失日を昭和 46 年 3 月 31 日と届け出ているため、申立人の給与から同年 3 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失

した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、B社が保管する人事記録において、昭和 46 年 3 月 30 日に退職したことが確認できる申立人の被保険者資格の喪失日は、同年 3 月 31 日であり、制度上、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 5 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社のB営業所から出向し、C社にD職として勤務していた昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 4 月 5 日までの期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているとの回答を受けたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の在籍証明書及び同社提出の申立人に係る社員カードから、申立人は、申立期間において同社にD業務従事者として勤務していたことが確認できる。

しかし、C社の当時の経理事務担当者及びその上司は、「申立人は、A社から6か月間の期限付きで出向してきた社員であり、E国民健康保険組合に加入していたので、政府管掌健康保険と一体で加入する必要がある厚生年金保険被保険者資格の取得手続は行わなかった。」旨陳述している。

また、E健康保険組合は、「申立人が昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 4 月まで当組合の被保険者であった記録（所属事業所名：A社）が確認できる。」旨回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認でき、同社にD職として勤務していたとする者は、「C社では、短期間雇用のD職の場合、厚生年金保険料の控除はなかったと思う。」旨陳述している。

加えて、C社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存せず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、「H」という月刊誌を発行していたA社に勤務し、B業務に従事していた期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、当該事業所での在籍期間中にCビル内の事務所からI県へ転勤したが、D社という会社の間借りして、E社の業務に継続して従事した。当該事業所には、正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る法人登記簿において確認できる当該事業所の所在地及び事業内容の一部は、申立人の陳述内容と符合している上、当該法人登記簿の役員欄には、申立人が当該事業所の代表者として名字及び居住市町村名を挙げた二人と名字及び住所が符合する理事が確認できることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社は、平成4年8月4日に解散している上、オンライン記録において、前述の理事2人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該2人の所在を確認できないほか、当該事業所に係る法人登記簿謄本から、昭和52年6月29日から58年5月27日まで理事に就任していることが確認できる別の理事7人に対し、同謄本に記載された住所地宛てに照会文書を送付したものの、5人は宛先不明で返送され、残りの2人は回答が得られない（うち1人は、

その家族から、既に死亡している旨回答あり。) ため、当該事業所及び理事から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間の途中で I 県へ転勤し、F 市にあった D 社という会社の間借りして、A 社の仕事をした。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、G 市に本社が所在する J 社という適用事業所が確認できるものの、同社は、「昭和 50 年 3 月から平成 11 年 4 月まで当社の営業所が F 市にあったが、申立人が A 社に勤務し、当該営業所内に間借りをして仕事をした事実があるかどうかは不明である。また、申立人が当社に入社した記録は無く、当社は、申立人の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除は行っていない。」旨回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。